

## 法第2条（用語の定義）

### 第1号 建築物

土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて

土地に自立して設置する太陽光発電設備のうち、建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」に該当しない「太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないもの」とは当該屋内的用途に供しないものであるとともに、次の(1)又は(2)に該当するものとする。

(1) 太陽光発電設備架台下空間の最高の内法高さが1.4メートル以下である場合

(2) 太陽光発電設備の周囲にフェンス等の囲いが設置される等、容易に立ち入りができない状況である場合

#### <注意事項>

※1 太陽光発電設備のパネル以外の附属施設が「建築物」に該当する場合があります。

※2 太陽光発電設備が「建築物」に該当しない場合でも、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の許可が必要な場合があります。

※3 太陽光発電設備が「建築物」に該当しない場合でも、宅地造成及び特定盛土等規制法等他法令の許可が必要な場合があります。

<制定年月日>平成26年12月26日

<改定年月日>令和5年12月14日

※詳細等については、各特定行政庁にお問い合わせください。

#### <参考>

平成26年12月26日付建第444号「土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱いについて」

平成23年3月25日付国住指第4936号「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」

「建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び規制改革等の要請への対応についての解説」

（平成23年5月 国土交通省編集）